

令和元年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第10回総会

日時 令和元年10月25日(金) 午前9時00分  
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

欠席委員

3番 菊地 ひとみ	4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康
-----------	-----------	----------

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	5番 熊坂 浩行
6番 川越 卯一郎	7番 鬼海 和幸	9番 渡邊 正

欠席農地利用最適化推進委員

3番 國井 新弥	4番 石倉 隆一	8番 菊地 健
----------	----------	---------

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補佐(兼)農地係 長 日下部 靖広
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 国井 茂伸	農地 係 主 事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

## 議事

- (1) 議第36号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第38号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時12分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催いたします。

木村議長            初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は、総委員数18名中出席委員15名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

                      なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中6名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内において農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えておきます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

                      （「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、11番・菊地弘美委員、14番・新宮しのぶ委員をお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子主査をお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（国井主事） はい、議長。  
                      では、議案書の2ページをごらんください。

                      （報告事項朗読）

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第36号から議第39号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第38号「非農地証明願の審議について」
- (4) 議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第36号から議第39号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、川越推進委員、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺裕之委員、熊坂推進委員、川越推進委員、鬼海推進委員、渡邊推進委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る10月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件2件を審査しました。

議第38号「非農地証明願の審議について」、順位2番、高松地区の案件です。現地は大字谷沢字奥山の土地で、急斜面の棚田で農業機械での作業が不可能なことから平成5年ごろから原野化し、その後、用水組合での取水をとめたこともあり、水田及び農地としての復旧が不可能となり現在に至っているものであり、非農地と判断できる場所でした。

順位3番、柴橋地区の案件です。現地は大字平塩字檜沢山の土地で、中山間地に位置し、急斜面であるために農業機械での作業など効率的な耕作が不可能なため平成10年ごろから原野化し、雑木等も生い茂り農地としての復旧が不可能となり現在に至るものであり、非農地と判断できる場所でした。

なお、事前審査会では、マイクロバスでは行くことができないため現地調査を行いませんでしたが、地区農業委員、推進委員及び事務局職員と現地調査を行い、確認し、写真をもとに判断しました。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間に

については30分程度としまして、9時50分までとします。  
それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時53分

木村議長 休憩を閉じまして議事を再開します。  
初めに、議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、川越推進委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(川越卯一郎推進委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。  
初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。  
5ページをお開きください。  
議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位47番朗読)

こちらのほう、佐藤委員の裏の畑になっておりまして、申請どおりであれば何ら問題ないということで、事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。こちら10月14日に土屋委員、小野推進委員と一緒に現地調査をしましてまいりま

した。

(議案書順位 4 8 番朗読)

こちらの土地なんですが、陵南中学校の西側の樹園地の中になっております。近くでビー・エム・エフさんでモモ畑を栽培しております、この土地は今経営している土地の向かいの土地なんですが、買い取った後、この向かいの土地にもモモを栽培していく方針だということで、申請事由のとおりであれば問題ないというふうに、事前審査及び地区審査でも問題ございませんでした。

(議案書順位 4 9 番朗読)

こちらのほう、元町交差点の一大という焼肉屋さんというか居酒屋さんの隣の隣の土地でありまして、この■■■■さんと■■■■さんは親子の関係であります。そして、この土地を今は■■■■さんが家庭菜園として使っております、親子の間で売買の契約に至ったというふうになっております。事前審査、地区審査でも問題ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、石山委員、お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

(議案書順位 4 6 番朗読)

この土地は、金谷バイパスの北側に接しております、こ



れまでも ■■■■■ さんがつくっておられて、このたび書類を通して正式に貸し借りの契約が成立するということでありまして、15日に大泉委員、奥山委員と現地を見てまいりました。このとおりで何ら問題ないということで、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。

(議案書順位45番朗読)

この件について、10月14日に相原委員、鬼海推進委員と現地調査をしました。そもそもこの今のところは、受人の ■■■■■ さんがつくっている土地でありまして、その土地の渡人は、もともとこの土地については米沢の人の畑ですけれども、その方が亡くなりまして、相続関係で今の渡人、 ■■■■■ さんのほうに土地がいったということでもあります。今後については、受人が引き続き水稻を作付するものですので、周辺の農地への影響はないと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

順位４５番から順位４９番まで、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第３６号「農地法第３条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第３６号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（川越卯一郎推進委員、入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。議第３６号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、石山委員、お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

(議案書順位34番朗読)

現地を、15日に大泉委員と熊坂推進委員と見てまいりました。現地は最上川の崖の上に位置しておりまして、中郷で一番西の外れになります。申請のとおりであれば何ら問題ないということで、事前審査、地区審査でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位34番は、住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性はなく問題はないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第38号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、石山委員、お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

この非農地証明の当該土地につきまして、9月24日に奥山委員が現地を見ておりまして、私はこの土地を見ておりませんので、このたびは奥山委員からの報告ということで、実際に現地を検分しました奥山委員から報告をお願いします。

木村議長

はい、わかりました。

では、奥山委員、よろしくお願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

(議案書順位3番朗読)

私と熊坂推進委員と、それから事務局の方とで現地を確認してまいりました。現地は平塩地区の入会地のある本当に中山間地で、2メートル幅ぐらいのアスファルト道路がずっと山の中のほうに2キロ、3キロと続いていくような状況のところの途中にあるところです。行ってみますと、その場所は登り口が崖になっておりまして、昔はそこを伝って登っていたのかなという跡がわずかに感じられるという程度のところでした。我々が実際に行ってみても、その農地のほうに上がっていくこともちょっと不可能で下のところから確認してきたんですが、もう既に木が生い茂っていて、もう完全な畑という状況ではなくて雑木林みたいな状況になっておりました。したがって、これは復元ということは不可能だな、またアプローチするすべもないような状況なので、やむを得ないと判断してきたところです。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

(議案書順位2番朗読)

この件について、10月18日、事前調査会で現地調査をしました。この現地については、谷沢から、谷沢のスーパー

農道沿いなんですけれども、大江線へ抜けるところになりますけれども、そこが現場であります。申請事由のとおりで、耕作できる状態ではなく復元することが困難なものであり、農地性はないと判断しております。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。特にございませぬ。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。渡邊推進委員、どうぞ。

渡邊推進委員

はい、議長。推進委員の発言は担当している地区に関してということでありましてけれども、ちょっと勉強の意味で質問させていただきたいと思ひます。

そもそもこの非農地証明願の審議に至った経過、いわゆる所有者から「非農地としてお願いをしたい」という申請があつてのものなのか、事務方として「あそこは農地としては不適格だ」ということでこの審議の場に上がってきたのかどうかということが一つ。

それから、非農地証明をする場合の基本的な考え方。今回は農地として水もとれなくなつた、道路もなくなつたということで、どうしても無理だなということかと思ひますけれども、いわゆるそういうところがこれからいっぱい出てくるの

ではないかと。耕作放棄地、遊休農地あるいはそれ以上のものということで、いろんな場面が出てくると思うんですけども、そうした場合にどういう基本的な考え方で非農地証明をする審議の場面に上がってくるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと変な話をして大変恐縮なんですけれども、地区パトロールで巡回をして、何十年も前からいろいろと指導をしているけれども改善されないと。いろんな状況からすればこれはどうしても恐らく無理であろうというような案件なんかもあるわけですし、そういうものも非農地という形で証明を出すことはできないのかどうか。最後のやつは、ちょっとこれ余り前向きな話ではないんですけども、その辺の基準めいたことについて、わかる範囲内で説明いただければありがたいと思います。

木村議長

私の考えですと、非農地証明の最初の件は、所有者から申請が来ます。それで、年数ですと大体20年ぐらいをめどに農地として使っていないことが大体最低条件になっているかな。そういった状況であります。

あと、先ほど渡邊推進委員が言ったのは、恐らく三泉のあそこの土地だと思いますけれども、そういったときに、あそこは第1種農地として判断しておりますので、農業委員会としてはあくまでも指導する立場しかないので、強制的なものがないものですから、それがなかなか歯がゆいという感じもありますけれども、罰則強化等を県の農業会議のほうでも一応話にはなっているんですけども、なかなか法律的なものもあってなかなか進んでいないという状況であります。

また、最後の非農地証明願についても、先ほど渡邊推進委員からありましたように、特に中山間地に限らずいろんなところで農地が荒れてきていて再生できないという状況がある

と思いますけれども、そういったところにつきましては申請があれば地区の委員のほうで審査していただいて判断したいと、農業委員会としては、私としては考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、補足があれば事務局から。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

3つあったかと思えます。

一番最初の質問ですが、会長がおっしゃったように所有者のほうから申請が上がったものです。

2番について、基準でありますけれども、今会長のほうから20年以上ということがありました。基準がありまして、農地性を失ってから引き続き20年を経過したものであって、耕作できる状態に復元するのは困難なもの。あともう一つが、既に建物が完成している場合で、土地の農業上の利用の確保と公益性及び関係人の不利益等を勘案し原状回復命令を行う利益が極めて小さいもの。悪質なものではない、過失がそんなにないものであればということです。

なお、悪質な違反転用については非農地証明というものは出さないという方針しております。原則20年たっているのでしょうがないなという、悪質でないものということになっております。

あと3番目、会長からもありましたが、農地パトロールのなかで中山間地域のほうに行けばやっぱりもう原野になっていて、本当にもう農地として再生困難なものというところがあります。原則的にそこのところも全て非農地証明として処理をすることも可能です。ですけれども、今度そこところが農業振興地域の農用地区域に指定になっていると、またそちらのほうと整合性がとれなくなり、農地の、農用地としての網はかぶっているわけなので、色染めはなっていますけれ



ども、現時点でそうやって非農地証明を出してしまうと農地の面積が減ってしまうんですね。万が一、寒河江市としてその地域を、何か農業上の、農業が上向きになって何か開発したいとかとなると、農地の面積幾らということになった場合、非農地証明があつて、一山がもう農地としてなくなる、山林・原野等としてカウントとなるので、そういった場合補助関係が受けられるかどうかというような整合性が、やっぱり市のほうともとらなくちゃいけなくなるので、一概に非農地になっているから農地として落としてしまうと、将来的なもので何か不利益が生じないかが、ちょっとそこら辺が疑問なので、非農地判断というところはしていない状態です。

そんなことですけれども、よろしいでしょうか。

木村議長                    いいですか。渡邊推進委員。

渡邊推進委員            わかりました。ありがとうございます。

木村議長                    ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長                    それでは、採決します。

議第38号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長                    全員賛成ですので、議第38号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番・佐藤委員、12番・渡辺委員、熊坂推進委員、川越推進委員、渡邊推進委員、鬼海推進委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、熊坂浩行推進委員、川越卯一郎推進委員、渡邊 正推進委員、鬼海和幸推進委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員 はい、議長。15番、鈴木です。

同じく13ページをごらんください。

(議案書朗読)

所有権移転のほうが、譲受人が認定農業者であり、引き続き野菜畑として利用すると聞いております。問題ないと考えております。地区審査でも異議はありませんでした。

なお、中間管理事業につきましては、いずれの農地も農業振興地域内でありまして、地区の担い手に貸し出すために中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

あと最後のページも。集計。

鈴木委員

済みません。最後の15ページの集計表をごらんください。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

(議案書朗読)

所有権関係等については、いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査でも異議ございませんでした。

また、中間管理事業の案件については、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、熊坂浩行推進委員、川越卯一郎推進委員、渡邊 正推進委員、鬼海和幸推進委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第39号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

令和元年10月25日

第10回総会 議長 木村 三紀 .....

議事録署名委員 11番委員 菊地 弘美 .....

議事録署名委員 14番委員 新宮 しのぶ .....